

# 東京医療保健大学職務発明補償金取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、東京医療保健大学職務発明規程第12条及び第14条の規定に基づき、発明等の出願等及び知的財産権の実施に係る発明者への補償金に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補償金の種類)

第2条 本学は、本学が承継した知的財産権に係る発明者に対して、次の補償金を支給する。

- (1) 出願補償金 発明等が出願された場合に支給するもの。
- (2) 登録補償金 出願の結果、登録された場合に支給するもの。
- (3) 実施補償金 本学が第三者に実施権を許諾又は譲渡したことにより得た収益の一部を、発明者に還元するもの。

## (出願補償金)

第3条 前条第1号の出願補償金の額は、1出願につき10,000円とする。

## (登録補償金)

第4条 第2条第2号の登録補償金の額は、1出願につき20,000円とする。

## (実施補償金)

第5条 第2条第3号の実施補償金は、本学が当該知的財産権の第三者への許諾、譲渡で得た収入に応じて、必要経費（当該発明の出願、維持、マーケティングに係った経費）を差し引いた額の50%とする。

## (複数発明者への配分)

第6条 第3条から前条までの補償金は、発明者が複数の場合は、権利譲渡証書記載の各発明者の寄与率に基づき配分する。

2 学外発明者並びに本学学生発明者のうち本学に権利譲渡した者については、この取扱要領により補償金を配分する。

## (発明者の異動などによる配分)

第7条 発明者は転職、退職後も補償金を受ける権利を継続して有する。また、発明者が死亡した場合には、その法定相続人が補償金を受ける権利を相続する。

## (配分の時期等)

第8条 補償金は、権利譲渡証書提出後に支払う。

2 補償金は、本学が権利を承継すると決定した以降に生じたものに配分する。

3 原出願寄与率で補償金を配分した場合、その後、優先権主張時に寄与率が異なった場合でも出願補償金配分の見直しは行わない。ただし、原出願時未配分の場合は、その後の寄与率で補償金を配分する。

## (その他)

第9条 この取扱要領に定めのない事項については、別途定めることとする。

附 則 この要領は、平成21年11月11日から施行する。